

四半期報告書

(第124期第2四半期)

自 平成28年7月1日
至 平成28年9月30日

大同工業株式会社

石川県加賀市熊坂町イ197番地

(E01580)

目 次

	頁
表 紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
第3 提出会社の状況	7
1 株式等の状況	7
(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	7
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	7
(4) ライツプランの内容	7
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	7
(6) 大株主の状況	8
(7) 議決権の状況	9
2 役員の状況	9
第4 経理の状況	10
1 四半期連結財務諸表	11
(1) 四半期連結貸借対照表	11
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	13
四半期連結損益計算書	13
四半期連結包括利益計算書	14
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	15
2 その他	19
第二部 提出会社の保証会社等の情報	19

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成28年11月14日
【四半期会計期間】	第124期第2四半期（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）
【会社名】	大同工業株式会社
【英訳名】	DAIDO KOGYO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 新家 康三
【本店の所在の場所】	石川県加賀市熊坂町イ197番地
【電話番号】	0761-72-1234（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理本部長 菊知克幸
【最寄りの連絡場所】	石川県加賀市熊坂町イ197番地
【電話番号】	0761-72-1234（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理本部長 菊知克幸
【縦覧に供する場所】	大同工業株式会社東京支社 (東京都中央区日本橋人形町3丁目5番4号(ユニゾ人形町三丁目ビル)) 大同工業株式会社大阪営業所 (大阪府大阪市中央区南船場2丁目12番12号(新家ビル)) 大同工業株式会社名古屋営業所 (愛知県名古屋市中村区名駅南4丁目9番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第123期 第2四半期 連結累計期間	第124期 第2四半期 連結累計期間	第123期
会計期間	自平成27年4月1日 至平成27年9月30日	自平成28年4月1日 至平成28年9月30日	自平成27年4月1日 至平成28年3月31日
売上高 (百万円)	23,068	21,040	45,326
経常利益 (百万円)	1,261	1,399	2,325
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益 (百万円)	492	691	1,316
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	53	△384	△970
純資産額 (百万円)	25,554	23,298	24,514
総資産額 (百万円)	56,961	51,440	55,204
1株当たり四半期(当期)純利 益金額 (円)	10.47	14.69	27.98
自己資本比率 (%)	35.62	36.42	34.92
営業活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	2,189	998	5,312
投資活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	△1,808	16	△3,050
財務活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	△782	△1,317	△524
現金及び現金同等物の四半期末 (期末) 残高 (百万円)	4,396	5,489	6,222

回次	第123期 第2四半期 連結会計期間	第124期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自平成27年7月1日 至平成27年9月30日	自平成28年7月1日 至平成28年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	8.09	8.74

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項の記載については、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間における当社グループを取り巻く環境は、海外においては、米国にて個人消費や雇用が増加し景気回復が続いたものの、中国を始めとするアジア新興国や資源国での景気減速等により先行き不透明な状況が続きました。国内においては、金融・財政政策の取組みにより回復基調にありますが、円高の進行、世界経済の下振れリスク等により、景気の先行きは予断を許さない状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、熊本地震や円高による影響を受けたものの、北米や欧州市場において付加価値の高いチェーンの受注が好調に推移したことに加え、国内・海外の生産拠点において原価管理の徹底を図る等収益の改善に努めました。

その結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は21,040百万円（前年同期比8.8%減）、営業利益は1,361百万円（前年同期比2.5%減）、経常利益は1,399百万円（前年同期比10.9%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は、691百万円（前年同期比40.4%増）となりました。

セグメント別の概況は次のとおりであります。

①日本

熊本地震の影響等により二輪車用完成車メーカーからの受注が低調に推移するとともに、農業機械用ホイールにおいてアセアン諸国での干ばつによる生産調整の影響を受け受注が低調であったことにより、売上高は前年同期比6.5%減少の10,870百万円となりました。

②アジア

コンベヤ関連においてタイの搬送関連設備の受注が低調に推移するとともに、二輪車用チェーンにおいてインドネシア、ベトナムを中心に受注が低調であったことから、売上高は前年同期比15.9%減少の5,718百万円となりました。

③北米

四輪車用チェーンにおいて完成車メーカーの現調化により受注が増加したことに加え、昨年後半より新機種の量産納入を開始したこともあり、売上高は前年同期比10.2%増加の2,650百万円となりました。

④南米

二輪車用チェーンにおいて市場の景気低迷により完成車メーカーの受注が低調に推移し、産業機械用チェーンも厳しい受注状況であったことに加え、為替の円高の影響を受けたことから、売上高は前年同期比32.0%減少の930百万円となりました。

⑤欧州

二輪車用チェーンにおいて完成車メーカー及び補修市場向けとともに受注が堅調に推移したものの為替の円高の影響を受けたことから、売上高は前年同期比0.1%減少の871百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ732百万円減少し、当第2四半期連結累計期間末には5,489百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は998百万円（前年同期は2,189百万円の獲得）となりました。これは主に、退職給付に係る負債が313百万円減少、仕入債務が686百万円減少したものの、税金等調整前四半期純利益を1,402百万円、減価償却費を1,056百万円計上したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果獲得した資金は16百万円（前年同期は1,808百万円の使用）となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入750百万円、有形固定資産の取得による支出970百万円、有形固定資産の売却による収入303百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は1,317百万円（前年同期は782百万円の使用）となりました。これは主に、借入の返済による支出（純減額）が420百万円、配当金の支払額235百万円、非支配株主への配当金の支払額595百万円等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

I 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社がお客様のニーズを満たす技術の徹底追求を行い、高機能、高品質の製品をお届けすることにより、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるためには、当社の企業価値の源泉である①お客様のニーズに応える技術力、②グローバルな供給体制、③取引先との強固な信頼関係、④「D. I. D」の世界的なブランド力、⑤地域経済・社会への貢献及び⑥各事業間の相互補完関係の確保を踏まえ中長期的視点に立った施策を実行することが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間に内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。更に、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（詳細につきましては、Ⅲをご参照下さい。以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会又は株主総会が新株予約権の無償割当て実施の可否について決議を行った後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるものもないとは言えません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が本対応方針に従って適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、基本方針の実現に資する特別な取組みとして、上述した当社の企業価値の源泉を更に維持・強化するために、①事業領域・技術領域の拡大、②成長市場・成長分野の取り込み及び③多様な人財の活用と次世代人財の育成に取り組んでおります。

当社は、平成17年6月より執行役員制度を導入し、経営の意思決定と業務執行の機能を分離しつつ、平成20年6月27日開催の定時株主総会において、取締役の員数の上限を15名から12名に減少する旨の定款変更を行ったうえで、平成25年6月27日開催の定時株主総会において、取締役を9名から7名に減員したことにより、経営のスリム化と意思決定の迅速化を図り、経営全体の効率性の向上を実現しております。更に、平成27年6月26日開催の定時株主総会において、社外取締役を2名（いずれも独立役員）選任し、経営に対する監督機能の強化によるコーポレートガバナンスの更なる向上を図り、経営の健全性の維持と透明性の確保を実現しております。

また、法令順守の徹底を図るため、平成20年4月1日より内部統制監査室を新たに設置し、必要に応じて基本方針の改定を含めた内部統制システムの継続的な整備を行うとともに、企業の社会的責任を果たすうえで重要な活動を統括・推進するため、CSR委員会を設置し、活動上の重要課題について適宜所要の審議及び方針決定を行っております。

III 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成26年5月14日開催の当社取締役会において、Iで述べた会社支配に関する基本方針に照らし、平成23年5月13日付当社取締役会決議及び平成23年6月29日付第118期定時株主総会決議に基づき導入した「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」の一部を変更したうえで継続することを決議いたしました。（以下変更後の対応方針を「本対応方針」といいます。）

本対応方針は、（i）特定株主グループの議決権割合を20%以上とする目的とする当社株券等の買付行為、（ii）結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）又は、（iii）結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等（以下かかる買付行為又は合意等を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為又は合意等を行う者を「大規模買付者」といいます。）が行われる場合に、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③当社取締役会又は株主総会が新株予約権の無償割当て実施の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、という大規模買付ルールの遵守を大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の無償割当てを利用することにより抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることを目的とするものです。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。更に、大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき株主の皆様の判断並びに当社取締役会及び独立委員会の意見形成のために必要な情報の提供を求めます。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し前述の必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当社取締役会は、当該期間内に、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、後述の独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示したりすることもあります。なお、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者の中から選任された委員からなる独立委員会を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため新株予約権の無償割当てを実施すべきか否か、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため新株予約権の無償割当てを実施すべきか否か等の本対応方針にかかる重要な判断に際しては、独立委員会に諮問することとします。独立委員会は、新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施の勧告又は新株予約権の無償割当ての実施の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告等を当社取締役会に対し行います。

当社取締役会は、前述の独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施の決議又は株主総会招集の決議その他必要な決議を行います。新株予約権の無償割当て実施の可否につき株主総会において株主の皆様にお諮りする場合には、株主総会招集の決議の日より最長60日間以内に当社株主総会を開催することとします。新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとします。また、当社取締役会は、当社取締役会又は株主総会が新株予約権の無償割当てを実施することを決定した後も、新株予約権の無償割当ての実施が適切でないと判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当て実施の停止又は変更を行うことがあります。当社取締役会は、前述の決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、平成26年6月27日開催の定時株主総会においてその継続が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以降、本対応方針の更新（一部修正したうえでの継続も含みます。）については当社株主総会の承認を経ることとします。なお、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ隨時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.did-daido.co.jp/>）に掲載する平成26年5月14日付プレスリリースをご覧ください。

IV 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

IIに記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、IIに記載したとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、IIIに記載した本対応方針も、IIIに記載したとおり、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために継続されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、必要に応じて新株予約権の無償割当ての実施につき株主総会に諮ることとなっていること、本対応方針の有効期間は3年であり、その更なる継続についても株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客觀性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、300百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,000,000
計	160,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成28年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成28年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	47,171,006	47,171,006	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	47,171,006	47,171,006	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(千株)	発行済株式総 数残高(千株)	資本金増減 額(百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成28年7月1日 ～ 平成28年9月30日	—	47,171	—	2,726	—	2,051

(6) 【大株主の状況】

平成28年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社飯田	石川県加賀市田尻町西190番地1	2,368	5.02
株式会社北國銀行	石川県金沢市広岡2丁目12番6号	2,281	4.84
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	1,377	2.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,329	2.82
加賀商工有限会社	石川県加賀市大聖寺耳聞山町71番地の1	1,313	2.78
大同生命保険株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀1丁目2-1	1,298	2.75
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	1,291	2.74
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	1,291	2.74
新家 萬里子	石川県加賀市	1,287	2.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	1,177	2.50
計	-	15,014	31.83

(注) 1. 株式会社飯田から、平成28年6月27日付で提出された大量保有報告書により、平成27年12月28日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿によっております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社飯田	石川県加賀市田尻町西190番地1	2,348	4.97
飯田 善裕	石川県加賀市	30	0.06

2. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、平成25年6月3日付で提出された大量保有報告書(変更報告書No.4)により、平成25年5月27日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿によっております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	1,291	2.74
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	1,172	2.48
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	86	0.18
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目5-2	49	0.10

3. 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社から、平成24年4月18日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成24年4月13日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿によっております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	2,256	4.78
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝3丁目33-1	78	0.17
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂9丁目7-1 ミッドタウン・タワー	165	0.35

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 52,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 250,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 46,716,000	46,716	—
単元未満株式	普通株式 153,006	—	—
発行済株式総数	47,171,006	—	—
総株主の議決権	—	46,716	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己保有株式及び相互保有株式が次のとおり含まれております。

自己保有株式	766株
相互保有株式 株式会社和泉商行	250株
株式会社月星製作所	81株

② 【自己株式等】

平成28年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 大同工業株式会社	石川県加賀市熊坂町イ197 番地	52,000	—	52,000	0.11
(相互保有株式) 株式会社和泉商行	大阪市西区京町堀1丁目7 番20号	70,000	—	70,000	0.15
(相互保有株式) 株式会社月星製作所	石川県加賀市永井町71の1 番地の1	180,000	—	180,000	0.38
計	—	302,000	—	302,000	0.64

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成28年7月1日から平成28年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,986	5,502
受取手形及び売掛金	9,039	8,598
商品及び製品	3,703	3,574
仕掛品	2,358	2,340
原材料及び貯蔵品	2,205	2,066
繰延税金資産	441	420
その他	1,346	971
貸倒引当金	△45	△40
流動資産合計	26,036	23,432
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	5,222	4,908
機械装置及び運搬具（純額）	5,592	5,139
土地	2,797	2,703
リース資産（純額）	1,071	816
建設仮勘定	774	1,037
その他（純額）	644	632
有形固定資産合計	16,102	15,238
無形固定資産		
のれん	89	55
ソフトウエア	138	140
その他	11	11
無形固定資産合計	239	207
投資その他の資産		
投資有価証券	12,125	11,893
繰延税金資産	240	177
その他	429	463
貸倒引当金	△0	△0
投資その他の資産合計	12,794	12,534
固定資産合計	29,136	27,979
繰延資産		
社債発行費	31	27
繰延資産合計	31	27
資産合計	55,204	51,440

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,252	4,348
短期借入金	5,967	5,062
リース債務	216	169
未払法人税等	150	196
賞与引当金	482	538
役員賞与引当金	36	—
製品保証引当金	17	18
その他	2,977	2,523
流動負債合計	15,100	12,858
固定負債		
社債	4,500	4,500
長期借入金	6,862	7,029
リース債務	367	306
繰延税金負債	972	906
退職給付に係る負債	2,748	2,410
その他	138	129
固定負債合計	15,589	15,283
負債合計	30,690	28,141
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,726	2,726
資本剰余金	2,060	2,060
利益剰余金	10,270	10,726
自己株式	△19	△19
株主資本合計	15,038	15,493
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,069	3,819
為替換算調整勘定	248	△518
退職給付に係る調整累計額	△79	△62
その他の包括利益累計額合計	4,238	3,238
非支配株主持分	5,237	4,566
純資産合計	24,514	23,298
負債純資産合計	55,204	51,440

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
売上高	23,068	21,040
売上原価	17,928	16,317
売上総利益	5,140	4,723
販売費及び一般管理費	※1 3,744	※1 3,362
営業利益	1,396	1,361
営業外収益		
受取利息	20	44
受取配当金	138	139
持分法による投資利益	76	140
その他	48	95
営業外収益合計	284	420
営業外費用		
支払利息	142	128
為替差損	238	203
その他	37	50
営業外費用合計	418	381
経常利益	1,261	1,399
特別利益		
固定資産売却益	—	8
特別利益合計	—	8
特別損失		
固定資産売却損	0	0
固定資産除却損	3	4
特別損失合計	3	4
税金等調整前四半期純利益	1,257	1,402
法人税、住民税及び事業税	412	296
法人税等調整額	99	108
法人税等合計	511	404
四半期純利益	745	997
非支配株主に帰属する四半期純利益	253	306
親会社株主に帰属する四半期純利益	492	691

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
四半期純利益	745	997
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△471	△249
為替換算調整勘定	△202	△1,151
退職給付に係る調整額	△1	17
持分法適用会社に対する持分相当額	△16	1
その他の包括利益合計	△691	△1,382
四半期包括利益	53	△384
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△158	△308
非支配株主に係る四半期包括利益	212	△75

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,257	1,402
減価償却費	1,120	1,056
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△115	△313
受取利息及び受取配当金	△159	△183
持分法による投資損益（△は益）	△76	△140
支払利息	142	128
為替差損益（△は益）	—	101
有形固定資産売却損益（△は益）	0	△8
売上債権の増減額（△は増加）	4	8
たな卸資産の増減額（△は増加）	183	△247
仕入債務の増減額（△は減少）	121	△686
その他	△0	42
小計	2,478	1,159
利息及び配当金の受取額	173	198
利息の支払額	△143	△130
法人税等の支払額	△318	△281
法人税等の還付額	—	52
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,189	998
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△450	△0
定期預金の払戻による収入	34	750
有形固定資産の取得による支出	△1,347	△970
有形固定資産の売却による収入	0	303
その他	△44	△65
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,808	16
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	21	△1,184
長期借入れによる収入	26	1,167
長期借入金の返済による支出	△467	△403
セール・アンド・リースバックによる収入	135	—
配当金の支払額	△235	△235
非支配株主への配当金の支払額	△156	△595
その他	△106	△66
財務活動によるキャッシュ・フロー	△782	△1,317
現金及び現金同等物に係る換算差額	104	△430
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△297	△732
現金及び現金同等物の期首残高	4,694	6,222
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 4,396	※1 5,489

【注記事項】

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を第1四半期連結会計期間から適用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 輸出手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
輸出手形割引高	5百万円	13百万円
受取手形裏書譲渡高	230	230

(四半期連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費の主な内訳は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
給料・賞与金	1,088百万円	962百万円
賞与引当金繰入額	160	153
退職給付費用	46	54

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
現金及び預金勘定	5,411百万円	5,502百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△1,014	△12
現金及び現金同等物	4,396	5,489

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	235	5	平成27年3月31日	平成27年6月29日	利益剰余金

II 当第2四半期連結累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	235	5	平成28年3月31日	平成28年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	日本	アジア	北米	南米	欧州	計		
売上高								
外部顧客への売上高	11,627	6,797	2,404	1,367	872	23,068	—	23,068
セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,163	216	—	—	—	3,379	(3,379)	—
計	14,791	7,013	2,404	1,367	872	26,448	(3,379)	23,068
セグメント利益又は損 失(△)	970	490	82	△131	56	1,468	(72)	1,396

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額△72百万円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第2四半期連結累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	日本	アジア	北米	南米	欧州	計		
売上高								
外部顧客への売上高	10,870	5,718	2,650	930	871	21,040	—	21,040
セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,024	183	—	—	0	3,208	(3,208)	—
計	13,894	5,901	2,650	930	871	24,249	(3,208)	21,040
セグメント利益又は損 失(△)	586	593	172	△140	56	1,268	92	1,361

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額92百万円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行ております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	10円47銭	14円69銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額（百万円）	492	691
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額（百万円）	492	691
普通株式の期中平均株式数（千株）	47,067	47,066

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年11月11日

大同工業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 近 藤 久 晴 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 眞 弘 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大同工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成28年7月1日から平成28年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、大同工業株式会社及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。